

議事の経過

午前 10 時 00 分 開会

1 開 会

司会

皆様、おはようございます。それでは定刻になりましたので、これより「第 5 回上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会」を開催させていただきます。

私は、司会を務めさせていただきます上尾伊奈資源循環組合の鳥海でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日の出席者は、委員 12 名のうち 12 名が出席されています。上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会設置条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、委員の過半数が出席していることから会議が成立することを御報告させていただきます。

はじめに、資料の確認をさせていただきます。

- ・次第
- ・検討委員会資料

不足等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

2 委員長あいさつ

司会

それでは、次第の 2、「委員長あいさつ」でございます。荒井委員長、よろしくお願いたします。

荒井委員長

皆さん、おはようございます。

令和 5 年の 8 月からスタートいたしましたこの委員会も第 5 回を数えまして、着々と進められてきたと思っています。本日は、管理者さんの諮問に対する答申案を検討して、午後から答申をする予定になっていると聞いています。この間皆様方に非常に御尽力いただいて、すばらしい検討ができたと思っています。深く感謝する次第でございます。

本日は基本構想の検討委員会としては最後の日になりますが、相変わらず真摯な議論をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

司会

ありがとうございました。

3 議 事

司会

続きまして次第の 3、「議事」でございますが、委員会設置条例に基づき、荒井委員長を議長とし、議事の進行をお願いいたします。

荒井委員長

それでは、進行させていただきます。

まず、会議の傍聴ですが、本日の議題に特に非公開とすべき内容があるかどうか、事務局に確認します。いかがでしょうか。

事務局

今回の検討委員会では、個人情報や特に秘匿にすべき情報等を取り扱う予定はございません。

荒井委員長

どうもありがとうございます。

事務局によると、今回の審議事項には特段非公開とすべき情報はないということでしたので、原則どおり会議を公開するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

荒井委員長

どうもありがとうございます。それでは、今回の検討委員会は公開するものと決定いたします。

事務局に確認いたします。本日は、傍聴希望者はいらっしゃいますでしょうか。

事務局

はい、4名いらっしゃいます。

荒井委員長

それでは、傍聴者を会議室に案内してください。

(傍聴人入室)

(1) パブリックコメントの結果と意見に対する考え方について

荒井委員長

それでは、議題の(1)「パブリックコメントの結果と意見に対する考え方について」、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、「上尾伊奈ごみ広域処理施設整備基本構想(案)」に関するパブリックコメント結果について説明させていただきます。

まず、資料p.1を御覧ください。パブリックコメントは、p.1にお示ししていますとおり、今年2月1日から29日までの1か月間実施いたしました。対象者、実施方法、設置場所については記載のとおりです。実施結果ですが、意見書は17人から提出があり、71件の意見が寄せられました。意見の内訳については、章立てに沿って取りまとめています。また、いただいた意見及び意見に対する組合の考え方については、資料p.2以降に掲載しています。今回いただいた意見のうち、意見を構想案に反映したものが3件ございます。意見の概要を紹介する中で説明させていただきます。

それでは、p.2を御覧ください。まず、「ごみ処理の現状と将来推計」、「ごみ処理を取り巻く環境」の章におきましては、プラスチックごみを燃やした熱量を発電に回してほしいといった御意見などがございました。

また、意見の5番では【地域循環共生圏とは】の説明の中に「自然環境を維持・回復していくことが前提となります。」という文言を入れてください、との意見を頂戴しました。こちらの御意見については記載が必要であると組合でも考えまして、構想案に説明を追記することといたしました。

資料p.17をお開きください。こちらは構想案のp.24を抜粋したのですが、2つ目の枠内の赤字箇所のように「自然環境を維持・回復していくことを前提としながら」という言葉を冒頭に追記することといたしました。こちらが意見反映の1つ目となります。

続きまして、基本方針の章への御意見は12件頂戴しました。良いという御意見や施設整備に対する具体的な意見、文言の追加修正をした方が良くといった意見をいただきました。

この中で資料p.2の7番とp.4の13番におきまして、基本方針1及び2の説明文に「住民の協力を得ながら」との言葉を加えてはどうかという意見をいただきました。施設整備事業は構成市町と連携し住民・事業者の協

力を得ながら進めていくこととなりますので、こちらの意見については構想案へ反映することといたしました。

資料の p.18 を御覧ください。こちらは構想案の p.28 を抜粋したものとなりますが、上から 2～3 行目に赤色文字で示すとおり、「新ごみ処理施設の整備にあたっては、各基本方針のもと、構成市町と連携し、住民・事業者の協力を得ながら施設整備を進めていきます。」との導入文を追加いたしました。こちらが意見の反映の 2 つ目となります。

なお、こちらの章において施設整備への具体的な意見も多数いただきましたが、本構想は新ごみ処理施設整備の基本的な構想を決めるものと位置づけていますので、これらの意見については貴重な御意見として賜り、基本計画や今後の施設整備の中で検討してまいりたいと考えています。

続いて、施設整備基本構想の章についての意見の紹介に移ります。こちらは構想案の p.29 からになりますが、44 件の意見が寄せられました。内訳は p.1 に記載したとおりとなります。

まず、「建設予定地の概況」については、自然豊かな場所であることや綾瀬川活断層が近くにあること、氾濫平野であることから注意が必要であることなどの意見をいただきました。

続いて、「処理対象物の検討」では、ごみの分別について多く意見をいただき、「施設規模の検討」に対しては処理対象物や処理量の設定などへの御意見、「ごみ処理方式の検討」については、微生物を使った処理方法や流動床式の焼却炉は都市型でコンパクトであるとの意見がありました。

続きまして、「公害防止対策の検討」については、プラスチック等の資源物の処理工程において人体に影響を与える VOC（揮発性有機物質）などの化学物質が発生するとの意見が寄せられました。施設整備に当たっては、公害防止の観点から周辺環境への影響に十分配慮することとしています。VOC に関しては後ほど御紹介させていただきます。

「主要な施設構成」では、施設整備に対する具体的な意見を多くいただきました。これらの意見については施設整備基本計画で検討していくこととなります。

「施設配置の検討」では、建設予定地内の湧き水に関する意見をいただきました。湧き水については、環境影響評価手続の中で周辺環境の状況を明らかにした上で対応を検討してまいります。

「エネルギーの有効活用」、「地域貢献、環境教育機能」、「施設の強靱性、防災機能」については、まとめて意見を紹介します。プール施設やバイオガス化施設との併設、CCU への前向きな検討や排熱の有効利用、リユースシステムの取組、周辺の自然環境を生かした環境教育・環境学習の場としての活用、施設強靱化への要望などが寄せられました。これらの意見は貴重な御意見として賜り、施設整備基本計画で検討してまいりたいと考えています。

続いて、「事業方式」については、公設公営、PFI といった両方の意見がございました。具体的な事業方式の選定については、令和 6 年度以降に実施する PPP/PFI 導入可能性調査で検討することとしています。

また、「事業スケジュール」については、環境影響評価に関するスケジュールの問合せがありましたが、手続の具体的なスケジュールについては今後決定し、埼玉県環境影響評価条例に基づき適切に手続を行ってまい

ります。

最後に、その他の意見を紹介します。意見の 70 番におきまして、p.16 となりますが、各データの出典時期の記述について要望いただきました。p.17 をお開きください。基本構想を読まれる方が分かりやすくなるように、ホームページ URL の右側に参照年月を追記しました。赤色文字で例えば、出典：経済産業省 HP の URL の後ろに「(参照 令和 6 (2024) 年 3 月)」とつけることとなります。こちらを一例としまして、他のページについても出典時期やホームページの URL 掲載等の追記をしています。こちらが意見の反映の 3 つ目となります。

それでは、VOC について説明いたします。

御意見の中にありましたプラスチック圧縮過程で発生する VOC について御説明をいたします。資料 p.19 を御覧ください。

VOC は揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称でございます。主な物質だけでも 200 種類はあると言われております。塗料や接着剤などの有機溶剤に多く含まれており、主にそれらを使用する塗装、接着、印刷関係の工場や家庭、オフィスから排出されていると言われております。家庭やオフィスについては、例えば住宅の壁紙に使用されている接着剤や家庭で使用する各種スプレー類に含まれる VOC が主な排出源と考えられています。

続いて VOC の有害性です。こちらは光化学オキシダントや浮遊粒子状物質の原因の一つとされています。光化学オキシダントが高濃度になったときに発生するのが光化学スモッグとなり、喉の痛みなどの不調につながるものとなります。また、VOC は家庭からも排出されているため、シックハウス症候群や化学物質過敏症といった健康被害の原因にもなっていると言われております。シックハウス症候群とは、住宅建材から揮発をした VOC やカビ、ダニなどを原因とする健康被害の総称のこととなります。

化学物質過敏症については、過去に化学物質に接触をするとアレルギー症状のような状態になり、2 回目に同じ物質に接触すると過敏症状を来すものとなっております。なお、この 2 回目に接触する物質の量がごく僅かであっても発症することがあり、最初に接触した物質と別の物質に接触した際にも発症することがあると言われております。なお、「香害」と呼ばれるものを聞いたことがある方もいらっしゃると思いますが、これは香りつき柔軟剤もしくは香水といったようなものに含まれる化学物質が体調不良の原因とされるものになりますので、単なる匂いの好き嫌い等とは異なるものとなります。

次に、大気汚染や人体への影響が懸念される VOC に関する基準や規制について御説明をいたします。

主な規制内容を列記していますが、1 つ目の、環境基本法ではベンゼンなど 4 種類の VOC に関する環境基準が設定をされています。環境基準とは、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準となっております。

2 つ目は厚生労働省が定めたもので、13 種類の VOC に関する室内濃度指針が設定されています。この室内濃度指針とは、曝露を一生涯受けたとしても健康への有害な影響を受けないと思われる数値のこととなります。

3 つ目が学校環境衛生基準で、これは厚生労働省の室内濃度指針に準じ

て教室内等の VOC 濃度基準の設定をしています。

また建築基準法ではホルムアルデヒドを発散する建材の使用制限等を規定しています。

労働安全衛生法では、クロロホルムが VOC の一部となりますが、54 種類の有機溶剤に対する安全対策の規定を行っています。

最後に大気汚染防止法では、塗装、接着、印刷、工業製品の洗浄等に係る 9 種類の施設、かつ一定規模以上の施設を揮発性有機化合物の排出施設と位置づけて、これを排出基準、数値により規制をしています。また、VOC を使用・製造するその他の大規模なもの以外の施設について、VOC 排出抑制のための自主的取組を求める規定を設けています。

この VOC を数値によって規制等をしているのは、ただいま御説明したもののうち黒色太字で示している、環境基準、室内濃度指針、排出基準となります。また自主的取組については、VOC 削減の目標値等を定めたものになります。環境基準については、対象となるベンゼンなどの 4 種類の VOC は主に有機溶剤や機械用洗浄剤に含まれるもので、それらの物質を使用・製造する施設が関係をしています。

また、室内濃度指針については、シックハウス対策として示されたものとなっています。主に家屋やオフィスが関係をするものになります。

大気汚染防止法の排出基準については、VOC を使用・製造する大規模な工場を対象にしていて、また自主的取組についても VOC を使用・製造する中小工場等に関係するものとなっています。そのため、これらの規制については、ごみ処理施設はこの基準や規制による直接的に規制されるものではないこととなります。これはごみ処理施設が VOC を使用・製造するような主な工場にはならないことが理由となります。

次の p.20 では、ごみ処理施設は VOC の規制の対象ではないという御説明をさせていただきましたが、過去にはごみ処理施設と VOC、そしてその施設周辺住民の健康不調との間の因果関係をめぐる紛争が発生をしていますので、御紹介いたします。

まず 1 つ目が杉並区で、平成 8 年 4 月、東京都が杉並区に設置した不燃ごみ中継所（最終処分場への運搬効率化のため不燃ごみを圧縮し大型車両へ積み替えるための施設）です。この不燃ごみ中継所の操業開始頃から周辺住民の健康不調の訴えが発生した問題です。公害等調整委員会で原因裁定を行った結果、原因物質は特定しないまま健康不調の被害の原因を不燃ごみ中継所の操業に伴って排出された化学物質であるとしました。

また続いて寝屋川市の事例ですが、民間企業が平成 16 年に設置をしたプラスチックマテリアルリサイクル施設（プラスチックの圧縮後のものをリサイクルする施設）ですが、この施設と北河内 4 市リサイクル施設組合が平成 20 年に設置予定であった容器包装プラスチックの圧縮梱包施設に対して周辺住民の健康不調およびそのおそれの訴えが発生した問題となります。

こちらは大阪地裁・高裁への訴訟及び公害等調整委員会の原因裁定においては十分な証拠がないとして訴えは棄却をされています。詳細は記載をしていますが、これら 2 つの紛争ではいずれも不燃ごみ、とりわけその中でもプラスチックの圧縮過程において人体に有害な VOC が発生したことが健康被害の原因であるというのが住民側の主な訴えでした。

杉並区の問題では原因物質は特定されておらず、また寝屋川市の問題では因果関係が認められていないため、プラスチックの圧縮そして VOC の発生、さらにその VOC による健康被害といったつながりについての真相は不明です。

VOC に関する法規制と過去の紛争事例から、ごみ処理施設には VOC についての安全上の基準はないものの、施設周辺の住民から健康に対する懸念が寄せられ問題視されるというおそれがあることが分かります。他自治体では、そのようなことを背景に自主的に VOC 対策に取り組んでいる事例がありますので、御説明をいたします。

p.20 のプラスチック等の圧縮施設における VOC 対策の事例として、北河内 4 市リサイクルプラザ「かざぐるま」です。こちらは北河内 4 市なので、先ほど御説明をした寝屋川市の事例で訴えの対象となったりリサイクル施設となっています。こちらは稼働開始が平成 20 年 2 月で、処理能力としては容器包装プラスチックとペットボトル合わせて 53t/日です。対策内容としては容器包装プラスチックやペットボトルの圧縮時に排出される空気を集じん装置でちり・ほこりを取り除き、活性炭吸着装置を通して屋外排気をする、また、トルエン及び T-VOC を 24 時間測定し、測定結果を施設入り口の電光掲示板に表示をしています。T-VOC とは Total VOC で、総揮発性有機化合物のことです。VOC には多くの種類があるため、対象物質を限定せず、空気中に揮発している化学物質の総量をトルエン換算値という値で示したものです。これを電光掲示板で表示をしています。

また、八王子の戸吹クリーンセンター、こちらは稼働開始が平成 22 年 10 月です。処理能力は容器包装プラスチックが 40t/日で、ペットボトルが 12t/日です。対策内容としては、容器包装プラスチックやペットボトルの圧縮時に排出される空気は、集じん装置でちり・ほこりを取り除き、光触媒フィルターと活性炭吸着式脱臭装置を通して屋外排気をしています。

VOC の処理方式としては今御説明をした活性炭吸着や光触媒フィルターの他、VOC を燃焼して分解処理する方法などがあります。新ごみ処理施設を稼働する上では、VOC に関する法規制値等は存在をしていませんので、来年度から策定する施設整備基本計画における必須の検討課題という訳ではありませんが、今回のパブリックコメントにおいてプラスチック圧縮等における VOC の発生やそれによる健康被害を懸念する御意見が寄せられたということ、また他自治体における過去の紛争事例、VOC 対策の事例等も踏まえ、事務局といたしましては VOC 対策を検討するか否か、また検討する場合にどのような方法にするか、こういったこと VOC に関することを来年度以降の検討事項の一つにしたいと考えています。

VOC に関する説明は以上です。

上尾伊奈ごみ広域処理施設整備基本構想案に関するパブリックコメント結果の報告については以上となります。基本構想案の意見を反映した修正案も含め御審議いただきたいと思っております。

なお、基本構想案の資料編として本委員会の検討経過、委員名簿、パブリックコメントの実施結果を掲載する予定です。よろしくお願ひいたします。説明は以上です。

荒井委員長

どうもありがとうございました。パブリックコメントについての報告がありました。令和 6 年 2 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日までの期間にコメ

ントをいただいたということです。提出については、合計で 17 名の方から 71 件の意見が出されたということです。

今回、それを反映して修正するという、取り入れたのが番号 5 番の地域循環共生圏について「自然環境を維持・回復していくことが前提となります。」という文言を入れてくださいという意見に対して「ご意見のとおり修正します。」ということになります。

それから、7 番の「…カーボンニュートラルに向け、住民の協力を得ながら資源循環や…」ということで、「住民の協力を得ながら」という文言を入れてくれという意見です。これについては、第 5 章の導入文に次の文章を追記するという、住民・事業者の協力を得ながら施設整備を進めていきます。」というように修正するという、ということです。

それからもう 1 点は、引用文献がはっきりしていないところがあるので、読まれる方に配慮するために引用文献を明らかにするという、p.17 の中の【2050 年カーボンニュートラルとは】というところについて出典：経済産業省のホームページからということで、もう一つは環境省のホームページからということで、公表されている年月日、令和 6 年 3 月をそれぞれ記入したということです。

それから、次の【地域循環共生圏とは】では、「自立・分散型の持続可能な社会を示す考え方です。」と書いてあるところに、「自然環境を維持・回復していくことを前提としながら」という文言を追加する。これも同様に、出典として環境省を記載しているのですが、掲載された年月を載せているということです。

同様に【プラスチック資源循環戦略とは】でも「参照 令和 6 (2024) 年 3 月」を追記したということです。

今回、我々の委員会では、基本構想をとりまとめており、今後、基本計画、発注仕様の検討と、順番を追って行って施設の完成に向けて検討を進めていく訳ですが、多くの意見の中には基本計画において検討する内容が含まれているので、皆さんからいただいた意見を参考にしながら基本計画に反映していきたいということです。

もう一つ特記すべきこととして、基本計画で検討するのですが、VOC (揮発性有機化合物) は説明・解説を今回載せて、これを基本計画の中で具体的にどんな形で取り組むかということを決めていきたいという報告だったと思います。何か御意見、御質問がありましたら、よろしくお願ひします。

■■委員

おおむね非常によいものと思っています。荒井委員長の話でもありましたが、基本計画で検討すべき内容が結構含まれていて、これはしっかりと基本計画検討委員会においてフィードバックできるようにしていただきたい、どんな意見があったというのが分からないことが結構多いので、ぜひ分かるようにしていただきたいと思います。

VOC は、基本計画検討委員会において検討課題としたいと説明されましたが、それはなぜでしょうか。また、ここに対策事例が出ているのですが、平成 20 年、22 年と少し古いので、最近はどうなのでしょう。説明をお願いします。

荒井委員長

どうもありがとうございます。基本計画に反映すると言っていることをどのように担保していくかということを考えてくださいということです。

それから VOC をなぜ検討課題にするか、また、最近の事例はないのかという、その点についてお答えいただけたらと思います。

事務局

御意見、ありがとうございます。

まず1点目の、今回パブリックコメントでいただきました御意見についてのフィードバックということで、71件意見をいただいているのですが、分類ごとにまとめまして、基本計画での策定の経緯とか、何らかの形で検討委員会に報告するか、組合のホームページで公表するかということも含めて事務局で相談しながら進めていきたいと思っています。

VOCの関係について、なぜVOCの説明を補足したのかといいますと、公害防止の関係で御意見をいただきました内容がVOCについて件数・人数が一番多く意見をいただきましたので、VOCについて検討委員の皆様を理解していただきたいということも含めまして説明をさせていただいてございます。

また、公害防止に関しては、地域住民の方が一番の心配、懸念されている事項ですので、施設整備を進めるに当たっては少しでも地域住民の方の不安や御心配を払拭していかないと進まないものであると事務局は十分認識してございます。そのあたりも含めまして検討委員会、基本計画での検討の中でVOCの取扱いについては、地域の方に説明会等で意見を聞く機会もあるかと思っておりますので、そのような意見も踏まえてVOCの公害防止についての取組をどのように盛り込むか、場合によっては、どのように検討していくかというのは、紹介した事例が平成20年など少し古いのではないかというような話もございしますが、最近できた施設もございすし、新たに現在進行形でVOCの施設整備に取り組んでいるという自治体の情報もあります。そのような事例も情報収集しながら、あとは結構昔の事例ということですが、幾つかの研究した結果なども出てきていると聞いていますので、そのような内容もいろいろと調べながら慎重に検討していきたいと考えているところです。以上です。

荒井委員長

ありがとうございます。基本計画にきちっと引き継ぐということで、引き継ぎ方についてはこれから検討したいということでございます。いかがでしょうか。

■■委員

日本のパブリックコメントの取扱いでは、従来「貴重な御意見ありがとうございます」と言って反映しないことが多かったんです。今回は、市民の方、町民の方の関心が非常に高く事務局も大変だったと思いますが、たくさん意見が出ました。これは基本構想だとそのまま使用できないということが多かったと思うのですが、ご意見は宝の山ですので、現実的な問題になったときに反映していただくように、そのままということではないでしょうが、矛盾した意見もありますので、内容を精査して必要なものは有効に使っていただきたいと思っています。

荒井委員長
事務局

どうもありがとうございます。何か事務局のコメントはありますか。

御意見、ありがとうございます。多くの住民の皆様からいただいた貴重な意見でございますので、こちらは今後の計画の検討の中でいろいろと活用をさせていただきたいと思っています。よろしく申し上げます。

荒井委員長

どうもありがとうございます。他に何かございますか。

4点について説明がありましたが、それ以外のことについても分類・整理をして今後の検討に活かしていきたいと思っています。どうぞよろしく

お願いします。それでは、パブリックコメントの報告については了承したいと思います。ありがとうございます。

(2) 答申（案）について

荒井委員長
事務局

議題（2）「答申（案）について」、事務局より説明をお願いします。

議題（2）「答申（案）について」になります。

事務局作成の答申（案）を配付させていただきます。

〔答申（案） 配付〕

それでは、説明をさせていただきます。答申（案）を御覧ください。

令和5年8月24日付で上伊組第140号により諮問いただきました「上尾伊奈ごみ広域処理施設建設に関わる整備方針等」につきまして、委員会にて調査審議を行った結果、下記のとおり答申いたします。

答申内容

上尾伊奈ごみ広域処理施設建設に関わる整備方針等について

提出資料

上尾伊奈ごみ広域処理施設整備基本構想（案）

答申の趣旨

本委員会では、上尾伊奈資源循環組合の上尾伊奈ごみ広域処理施設整備基本構想の策定に資することを目的に、新たなごみ広域処理施設整備における基本的な事項の方向性について検討を行い、施設整備における基本方針を、

①環境にやさしい施設

②安全、安心で、安定した施設

③地域に貢献し、住民に親しまれる施設

④経済性に優れた施設

とし、検討結果を上尾伊奈ごみ広域処理施設整備基本構想（案）としてとりまとめましたので、今後の施設整備事業の指針として活用してください。

なお、事業の推進にあたっては、本構想を市民町民の皆様に分かりやすく周知し、今後も幅広く意見を聴く機会を設けながら取り組んでいただくことを要望します。

本日午後、これから御審議をいただきます答申（案）に基本構想（案）を添付資料とし、組合管理者へ答申する予定となっています。御審議のほどよろしく願いいたします。

荒井委員長

どうもありがとうございました。答申（案）についてということで、この今配られた答申（案）に対して基本構想を添付して管理者にお渡しするという計画であるということでございます。

この答申（案）について御意見、御質問がありましたら、よろしく願いします。

諮問に対して答申は一對になっていますから、諮問された内容について答申をするということなので、上尾伊奈ごみ広域処理施設建設に関わる整備方針等について検討してくださいという諮問があったということです。それに対して基本構想としてまとめたということです。よろしいですか。特になければ事務局提案を了承したいと思います。どうもありがとうございます。

それでは、取りあえずこれで今日の予定された議事のすべてが終了いたしました。

第4回までの様々な皆様方の御検討の成果を今日取りまとめて管理者にお渡しするというので検討したということですので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様から、本日の検討委員会全体を通して何か御意見等ございますでしょうか。

特にないようですので、議事のすべてが終了いたしましたので議長の任を解かせていただきます。議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございます。それでは、進行を事務局にお返しします。

4 その他

司会

荒井委員長、ありがとうございました。

事務局

それでは次第の4.「その他」ですが、事務局から何かありますか。

慎重なる審議をいただきまして、ありがとうございました。おかげをもちまして、新ごみ処理施設の基本的な方向性を定めた施設整備基本構想(案)を作成することができました。本日午後、上尾伊奈資源循環組合、島山管理者へ荒井委員長より答申をさせていただきます。

なお、本検討委員会は本日をもちまして終了となります。来年度は、施設整備基本計画策定に向けて新たな検討委員会を設立する予定です。条例の区分に基づき新たに選出させていただきますので、その際はよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

司会

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御意見や質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

5 閉 会

司会

それでは、閉会に当たりまして細田副委員長より挨拶をいただきたいと存じます。

細田副委員長

委員の皆様、それから関係の皆様、長い期間、広域ごみ処理施設の検討委員会、御苦勞様でございました。

実現に向けてようやく出発したというところだと思いますが、先日の新聞に、政府がCO₂削減のために400億円を拠出して、プラントメーカーがごみ焼却施設のCO₂削減のための行動を起こすという記事が掲載されました。我々のこのごみ処理施設もおそらくそのような方向に進んでいくのだと思います。

司会

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

ありがとうございました。

委員の皆様、1年間大変お疲れ様でした。これをもちまして閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

午前10時45分 閉会